

漁港関係工事特記仕様書

工 事 名 浄土ヶ浜マリンハウス前船揚場復旧工事

1. 工事概要

本工事は、浄土ヶ浜マリンハウス前の船揚場の安全な利用を図るため、被災した船揚場の斜路工の復旧工事を行うものである。

2. 工事内容

別添設計図書のとおり。

3. 工事場所

宮古市日立浜町 地先

4. 工 期

1) 本工事の工期は、162日間とする。

2) 工事日数には、作業日数・準備期間・跡片付日数のほか休工日(毎週の土曜日・日曜日・祝祭日)及び下記の連休等を含むものである。

(1) 年末年始休暇(12月29日～1月3日) 6日間

3) 本工事は、余裕期間を設定しない工事である。

4) 週休2日工事(発注者指定型)

本工事は、岩手県農林水産部漁港漁村課週休2日工事実施要領に定める「週休2日工事」である。実施にあたっては、「岩手県農林水産部漁港漁村課週休2日工事実施要領」を準用する。

5. 工事基準面

工事用測量基準点は、下記に示す基準点を使用するものとする。

浄土ヶ浜マリンハウス前 基準点[BM.1] D.L.+3.987m

6. 適用する仕様書等

本特記仕様書に記載無き事項は次に示す仕様書の定めによるものとする。

「漁港漁場関係工事共通仕様書 令和7年5月(水産庁漁港漁場整備部)」

「土木工事共通仕様書 令和8年4月1日以降適用(岩手県県土整備部)」

7. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

8. 施工状況検査

受注者は、契約書第14条及び漁港漁場関係工事共通仕様書第1編1-1-22「監督員による検査及び立会」の規定に基づき、監督職員による次の施工状況検査を受けなければならない。

工 種	種別・細別	確認時期	備 考
基礎工	床掘	床掘完了時	出来形確認
	基礎捨石	本均し完了時	出来形確認
	基礎栗石	均し完了時	出来形確認
本土工	前面壁ブロック工	製作完成時・据付完了時	製作個数・出来形確認
	張りブロック工	製作完成時・据付完了時	製作個数・出来形確認
被覆・根固工	被覆石工	均し完了時	出来形確認
構造物撤去工	コンクリート取壊し	コンクリート取壊し完了時	出来形確認
	張ブロック撤去	撤去完了時	撤去個数確認

9. 施工環境監理者の配置

本工事には、技術士若しくは技術士補の水産部門(水産土木)の資格を有する者又は、一般社団法人日本水産会の行う水産工学技士(水産土木部門)の認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者を施工環境監理者として配置するものとする。

なお、施工環境監理者に上記技術者を配置できない場合は、これと同等以上の能力と経験を有する者で、監督職員の承諾を得た者を配置するものとする。

10. 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事期間中の履行状況について監督職員と協議のうえ提出しなければならない。

11. 提出資料

受注者は、漁港漁場関係工事品質管理基準に基づき、次の資料を整理のうえ提出するものとする。

- (1) 出来形管理資料
- (2) 品質管理資料
- (3) 工事写真管理資料
- (4) 完成図
- (5) 安全訓練等の実施状況報告書
- (6) その他監督員が必要とみとめたもの

12. 施工条件明示

本工事の施工にあたり制約となる条件は、別添「施工条件明示一覧表」のとおりである。

なお、受注者は、明示した制約等の内容に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生した場合は、監督職員と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

13. 安全・管理・訓練

1) 安全教育及び訓練等

「漁港漁場関係工事共通仕様書」第1章第3節安全管理1-3-3(安全教育及び安全訓練等の実施)によるものとする。

2) 保安施設等

本工事の施工場所は、日常の漁業生活と密接な関係があるため、施工中は工事区域に標識・警戒等を設置し、通行の安全及び利用の確保に努めるものとする。

3) 過積載防止

(1) 受注者は、積載超過防止対策の方法を施工計画書に明記するとともに「安全訓練等の実施状況」に準じ点検記録を作成し監督職員に提出するものとする。

(2) 受注者は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用に努めるものとする。

14. 工事の施工

1) 以下に工種別に特記事項を記載する。

なお、本工事で使用されるレディミクストコンクリートについては、別記の「レディミクストコンクリート特記仕様書」を適用する。

2) 設計図書の照査等

本工事の着手前に深淺測量及び水中部の調査を実施すること。測量・調査の結果は、図面・写真等に取りまとめ監督職員に提出するものとする。

3) マリンハウスとの調整について

本工事箇所は、浄土ヶ浜マリンハウスの貸しボートの船揚場であり、安全対策に十分留意するとともに、マリンハウスと協議のうえ、営業活動と輻輳することが想定されるため、内容をよく周知し、工程調整を図りながら工事進捗に努めること。

4) 施工方法の変更

受注者は、土木工事共通仕様書1-1-1-4に基づき提出した施工計画書等に記載した施工方法に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に監督職員と協議すること。

15. その他

1) 定めなき事項

本仕様書に定めのない事項又は、本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議のうえ決定するものとする。

2) 施工体制台帳について

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、その請負代金額にかかわらず、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等についての改正について」(平成26年12月25日付け国土建第200号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

【参考】施工体制台帳等の作成例は、以下のHPからダウンロードできます。

http://www.milt.go.jp/totikensanngyo/const/1_6_bt_000191.html

3) 1日未満で完了する小規模作業の積算について

- (1) 「1日未満で完了する作業の積算」(※)(以下、「1日未満積算基準」という。)は変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準(※)と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が多工種・細別の作業との組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議にあたって1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他の協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用が分かる資料等)を監督職員に提出すること。
実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 人工積算を前提としている契約の場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」(※)を運用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日積算基準を適用しない。
- (6) 施工箇所が点在する工事の積算方法を適用している場合は、1日未満積算基準「3. 判定方法(3)判定に使用する作業量の考え方」(※)により、別箇所として扱う。

※それぞれについては、土木工事標準積算基準書を参照してください。

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017252/index.html>

《岩手県トップページ→県土づくり→建設業→建設技術関連→設計・積算・入札→積算基準書等》

4) 建設副産物情報交換システムへの入力について

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査(サンセス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。

なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。

5) 建設発生土情報交換システムへの登録について

建設発生土を搬入または搬出する場合には、受注者は、工事の実施に際して、建設発生土情報交換システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。

なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。

6) 現場代理人の兼務について

本工事は、現場代理人の兼務に関する取扱い(令和3年3月22日市長決裁、改正令和7年1月23日)に基づき、2件の工事で現場代理人を兼務できる対象工事であり、工事請負契約書別記第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。

1 対象工事

(1) 以下の基準を全て満たす場合は、2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札または随意契約している複数工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

① 設計金額が4,500万円(税込)未満の工事であること。

② 工事場所が宮古市内であること。(県等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務も可能)

③ 特記仕様書等によりそれぞれの発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること。

(2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

2 兼務の条件

(1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。

(2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

3 手続き

(1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。

(2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 兼務の解除

受注者は1件の工事を竣工したこと等により施工期間中に現場代理人が工事の兼務を行わなくなった場合は、「現場代理人の兼務解除届」を発注者に提出すること。

5 兼務の取消

発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

① 予期しない事態が生じたため、兼務を継続することが不相当と認められる場合

② 条件等を偽りその他不正な手段により兼務を行った場合

7) 下請契約対象の限定

社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人(二次以下の下請負人を含む)とすることを原則として禁止する。

詳細は以下のホームページによる。

<http://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/tetsuzuki/1010858.html>

《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業法の諸手続き(許可、経審等)>【お知らせ】
県営建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について》

8) 工事請負契約締結後における単価適用年月変更

(1)本工事は、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更」対象工事である。

(2)受注者は、単価適用年月の変更を請求する場合は、当初契約締結日から14日以内に別紙様式により発注者に請求するものとする。

(3)詳細については、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。

https://www.city.miyako.iwate.jp/keiyaku/koji_tanka_henko.html

9) 熱中症対策に資する現場管理費補正

(1)本工事は、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2)熱中症対策に資する現場管理費の補正は、「岩手県農林水産部漁港漁村課熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき行うものとする。

10) 熱中症予防対策に係る工期の延長

受注者は、工事請負契約書別記第21条に基づき、熱中症予防対策に伴う施工効率の低下等を理由とした工期の延長変更を請求することができる。

発注者は、上記請求を受けた場合、環境省が公表している施工箇所の最寄りの観測地点の暑さ指数(WBGT)を確認のうえ、作業日における猛暑時間(8時～12時及び13時～17時を対象として、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の時間帯をいう。)を踏まえて工期延長日数を算定する。

上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

11) 快適トイレの設置の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の設置について、監督職員と協議し、変更契約においてその設置に必要な費用を計上する試行工事である。

・受注者は、現場に快適トイレを設置することを原則とする。

・快適トイレの標準仕様及び積算方法は、以下のホームページを参考とすること。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/kibanseibi/osirase/1008544/index.html>

《岩手県トップページ⇒産業・雇用⇒水産業⇒漁港等の基盤整備⇒漁港等の基盤整備に関するお知らせ⇒工事積算関係のお知らせ⇒快適トイレの導入》

・快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項は対象外とする。

12) 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更については、別紙による。

施 工 条 件 明 示 一 覧 表

浄土ヶ浜マリンハウス前船揚場復旧工事

明 示 項 目	明 示 事 項	契 約 条 件 等
Ⅰ. 工程関係	1. 関連する他工事 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 影響箇所 () イ. 他工事の内容 () ウ. 開始又は完了時期 ()
	2. 特定される施工時期等による制限 【 ☒ 有 ・ 無 】	ア. 工事内容 (全工種) イ. 時期・時間 (工事期間通して) ウ. 施工方法 (マリンハウスとの施工箇所・工程の調整)
	3. 工事着手前の事前調査 【 ☒ 有 ・ 無 】	ア. 調査内容 (深浅測量、横断測量、水中部の調査) イ. 調査期間 (工事着手前) ウ. 移設期間 ()
	4. 余裕工期の設定 (フレックス工期) 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 内容 () イ. 着手時期 ()
	5. その他 (マリンハウス営業活動との調整)	(周辺の利用状況を確認の上、マリンハウスと調整を行うこと。)
Ⅱ. 諸官庁との協議関係	1. 関係機関等との協議 【 ☒ 有 ・ 無 】	ア. 工事内容 (工事全般) イ. 協議内容 (海上保安部(海上作業届)) ウ. 協議成立見込時期 (工事着手前)
	2. 関係機関等協議結果による条件 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 影響項目 () イ. 影響範囲等 ()
	3. その他 ()	()
Ⅲ. 用地関係	1. 工事用地等の未処理による制限 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 未処理箇所 () イ. 処理見込時期 (令和 年 月 日)
	2. ブロック、ケーソン等製作ヤードの指定 【 ☒ 有 ・ 無 】	ア. 場所・範囲 (宮古市崎嶺ヶ崎第10地割地内) イ. 荷重条件 () ウ. 時期・期間 () エ. 使用条件 () オ. 復旧方法等 () カ. 有償・無償の別 (無償) キ. その他 ()
	3. 工事前仮設道路等の借地指定 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 場所・範囲 () イ. 荷重条件 () ウ. 時期・期間 () エ. 使用条件 () オ. 復旧方法等 () カ. 借地料等の負担 () キ. その他 ()
	4. その他 ()	()
Ⅳ. 公害関係	1. 公害防止のための施工方法等の制限 【 ☒ 有 ・ 無 】	ア. 騒音 イ. 振動 ウ. 粉塵 エ. 排出ガス オ. その他 () カ. 施工方法 () キ. 建設機械・設備 (一般工事前建設機械8種類) ク. 作業時間 ()
	2. 濁水・湧水等の処理条件 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 処理施設 () イ. 処理条件 ()
	3. ポンプ浚渫等における余水処理条件 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 処理条件 ()
	4. 汚濁防止対策の必要性 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 防止設備等の内容 () イ. その他 ()
	5. 事業損失防止のための事前・事後調査 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 騒音 イ. 振動 ウ. 地盤沈下 エ. 地下水 オ. 電波障害 カ. その他 () キ. 事前・事後調査区分 () ク. 調査時期 () ケ. 調査方法 () コ. 調査内容 () サ. 調査範囲 ()
	6. その他 ()	()
Ⅴ. 安全対策関係	1. 交通安全対策施設等の指定 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 施設内容 () イ. 設置期間 ()
	2. 鉄道、電気、水道、ガス、海底ケーブル等の近接制限 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 鉄道 イ. 電気 ウ. 水道 エ. ガス オ. 海底ケーブル カ. その他 () キ. 施工方法制限 () ク. 作業時間制限 () ケ. その他 ()
	3. 落石、雪崩、土砂崩壊等の防護施設 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 施設内容 () イ. その他 ()
	4. 発破作業等の保安設備・要員の配置 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 設備・要員内容 () イ. 制限内容 () ウ. その他 ()
	5. 監視船の配置 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 配置期間 () イ. 配置隻数・規格 ()
	6. 潜水病対策設備の配置 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 施設の内容 () イ. 設置期間 () ウ. その他 ()

施 工 条 件 明 示 一 覧 表

浄土ヶ浜マリンハウス前船揚場復旧工事

明 示 項 目	明 示 事 項	契 約 条 件 等
V. 安全対策関係	7. 水雷保険の付保 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 保険の内容 () イ. その他 ()
	8. 積載超過防止対策 【 ☒ 有 ・ 無 】	ア. 土砂及び工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 イ. 過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材を購入しないこと。 ウ. 積載超過防止対策の方法を施工計画書「交通管理」等に明記するとともに、「安全訓練等の実施状況」に準じ点検記録を作成すること。 エ. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体等への加入者の使用を促進すること。 オ. 下請け契約の相手方又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンブトラック等によって、悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
	9. その他 (交通誘導警備員)	交通誘導警備員を計上しているが、具体的な安全管理体制を施工計画書に立案し、監督職員と協議すること。変更対象とすることが出来る。 配置時期施行時(船揚場入口のみ) 配置人員:1人/日 (資格条件無し) 総人員数:31人日
VI. 工事用道路関係及び 船舶経路関係	1. 一般道路の搬入路使用 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 搬入経路指定 () イ. 使用制限等 () ウ. 使用中の処置 () エ. 使用後の処置 () オ. その他 ()
	2. 仮道路の設置条件等 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 仮設道路設置 () イ. 安全施設内容 () ウ. 安全施設設置期間 () エ. 工事終了後の存置・撤去 () オ. 路面維持・補修内容 () カ. 仮設道路の構造 ()
	3. 作業船舶の移動制限 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 移動経路の制限 () イ. 移動時間の指定 () ウ. その他 ()
	4. 作業船舶の回航、曳航 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 船舶機種 () イ. 基地港(所在港) () ウ. 回航・曳航距離 () エ. その他 ()
	5. その他 ()	
VII. 仮設備関係	1. 仮設備の引き渡し・引き継ぎ 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 仮設備内容 () イ. 引渡・引継期間 () ウ. 条件等 ()
	2. 仮設備の構造・施工方法の指定 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 構造 () イ. 施工方法 ()
	3. 仮設備の設計条件の指定 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 設計条件 () () () イ. その他 ()
	4. その他 ()	
VIII. 建設副産物関係	1. 建設発生土の利用 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 発生場所 () イ. その他 ()
	2. 残土受入場所の指定 【 ☒ 有 ・ 無 】	ア. 場所・距離 (宮古市田老字堰内57 L=12.6k) イ. 処分条件 () ウ. 仮置き場所・距離 () エ. 保管条件 ()
	3. 再生資材の利用 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 資材名 () イ. 規格 () ウ. 使用箇所 ()
	4. 建設副産物の現場内再利用・減量化 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 再利用等の内容 () イ. その他 ()
	5. 建設副産物の処理条件 【 ☒ 有 ・ 無 】	ア. 処理資材名 (無筋Co殻) イ. 受入場所 (宮古市金浜第6地割21-60) ウ. 受入時間帯 (8時～17時) エ. 仮置き場所等 () オ. 処理条件 (搬出調書等を提出すること)
	6. その他 ()	
	※ ①再生資源化等施設については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項については、この限りではない。 ②本工事で発生する建設廃棄物のうち、岩手県内の最終処分場(中間処理施設経由を含む。)に搬入される産業廃棄物については、岩手県産業廃棄物税が課税の対象となることから、適正に処理しなければならない。 なお、必要な場合は協議の上、設計変更の対象とする。	

施 工 条 件 明 示 一 覧 表

浄土ヶ浜マリンハウス前船揚場復旧工事

明 示 項 目	明 示 事 項	契 約 条 件 等
IX. 工事支障物件等関係 4)	1. 占用支障物件 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 電気 イ. 下水道 ウ. 電話 エ. 水道 オ. ガス カ. その他 () キ. 管理者 () ク. 位置 () ケ. 移設時期 () コ. 工事方法等 ()
	2. 占用物件との重複施工 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 電気 イ. 下水道 ウ. 電話 エ. 水道 オ. ガス カ. その他 () キ. 工事内容・期間 ()
X. 薬液注入関係	3. その他 ()	
	1. 薬液注入 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 設計条件 () イ. 工法区分 () ウ. 材料種類 () エ. 施工範囲 () オ. 削孔数量及び注入量 () カ. その他 ()
XI. その他	1. 工事用資機材等の保管、運搬方法等の 指定 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 保管場所 () イ. 内容 () ウ. 期間 ()
	2. 現場発生品の引渡等条件 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 品名 () イ. 数量 () ウ. 現場内での使用の有無 【 有 ・ 無 】 エ. 搬入場所 ()
	3. 支給資材、貸与品 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 品名、数量 () イ. 規格、性能 () ウ. 引渡場所 () エ. 引渡時期 ()
	4. 工事用電力等の指定 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 内容 ()
	5. 地質条件による施工方法等の影響 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 内容 ()
	6. 使用材料に指定メーカー、産地指定 【 有 ・ ☒ 無 】	ア. 内容 ()
	7. その他条件明示すべき事項 【 ☒ 有 ・ 無 】	①仮設ヤードについて 本工事では、仮設ヤードをマリンハウス船揚場に設置することを想定して、土砂の運搬等を計上していますが、仮設ヤードを指定するものではありません。 実施において、別な施行をする場合は、監督職員と協議すること。

レディミクストコンクリート特記仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、本工事に使用するレディミクストコンクリートの配合を決定するに当たっての必要な事項を定めたものであり、この仕様書に記載されない事項については、監督員と協議するものとする。

2. 配 合

使用するレディミクストコンクリートは、次の条件を全て満足する配合のものを選定し、使用に先立ち材料及び配合について監督職員に報告しなければならない。

区分	構 造 物 の 種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ [°] (cm)	粗骨材の最大 寸法(mm)	最大水 セメント比(%)	最小セメント 量(kg/m ³)	セメント 種類
鉄 筋	ケーソン、セルラー、L型ブロック等の 鉄筋構造物	24	12	25	50		BB又はN
	係船岸上部工	24	12	25	60		BB又はN
無 筋	直立消波ブロック	24 (※4)	8	40	60		BB又はN
	船揚場斜路 コンクリート舗装	18	5	40	60		BB又はN
	本体ブロック 船揚場張り方塊 異型ブロック(35t未満)	18	8	40	65		BB又はN
	根固方塊 ケーソン蓋コンクリート 防波堤上部工 護岸						
	異型ブロック(35t以上)	21	8	40	65		BB又はN
	係船岸上部工、防潮堤	18	8	40	60		BB又はN
	水中コンクリート	30	15	40	50	370	BB又はN
漁 礁	鉄筋コンクリート漁礁 (AT漁礁・十字礁)	24	8	25	65		BB又はN
	鉄筋コンクリート漁礁 (その他)	21	8	25	65		BB又はN

(1) セメントの種類は、高炉セメントB種とする。

(2) 空気量は、4.5%とする。

(3) 打設時の生コン温度は、暑中コンクリートは35℃以下、寒中コンクリートは5～20℃とする。

(4) 直立消波ブロックの強度は、メーカーカタログに指定がある場合はそれによる。

(5) 高炉セメントB種で発注した工事であっても、下記に該当する場合は、協議により普通ポルトランドセメントに変更することができる。

① 当該現場地域に必要な量の供給能力がない

② 気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合

③ 災害復旧等、緊急を要する工事

④ 監督員が技術的に高炉セメントの使用が困難と認めた場合

※ ②については、日平均気温が10℃以下の場合とし、期間は11月1日から3月31日までとする。

(6) 粗骨材最大寸法は、JISA5308による最大寸法の規定である。(最大寸法25mmの場合、25mm、20mmのいずれも使用可能。)

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に関する特記仕様書

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

実施にあたっては、以下の岩手県ホームページ（※）に掲載する「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に関する運用基準」に基づき実施することとする。

※<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/kibanseibi/osirase/1008544/index.html>

《岩手県トップページ＞産業・雇用＞水産業＞漁港等の基盤整備＞漁港等の基盤整備に関するお知らせ＞工事積算関係のお知らせ＞中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に関する運用基準》

- 2 対象とする調達検討資材は、ナフサを由来とする建設資材とし、本工事においては、下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

資材名	規格
樹脂製アンカー	13mm
ブルーシート	3.6m×5.4m #3000
耐候性大型土のう	径110×H110 c m 丸型

- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。